

熱海市児童発達支援センター
指定管理者募集要項
(公募型提案方式)

令和5年4月 熱海市社会福祉課

目 次

1	募集の概要	1
2	施設の概要	1
3	事業・定員	2
4	管理の基準	2
5	業務の範囲	5
6	管理運営に関する収支について	7
7	応募条件等について	9
8	応募書類に関する事項	12
9	応募手続に関する事項	13
10	審査・選定に関する事項	15
11	指定管理者の指定及び協定に関する事項	16
12	事業実施調査及び実績評価	17
13	業務引継ぎに関する事項	18
14	指定の取消等	19
別表	熱海市児童発達支援センター指定管理者選定審査に係る評価項目	20

熱海市児童発達支援センター指定管理者募集要項

1 募集の概要

(1) 目的

発達に特別な支援を必要とする児童を日々保護者の下から通わせて、日常生活における基本的動作の指導、知識技術の付与および集団生活に適応できるような支援を提供することを設置目的とする熱海市児童発達支援センターは、本市における障害児支援の中核施設として、その機能を果たしてきました。

この熱海市児童発達支援センターの管理運営業務について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項及び熱海市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 17 年条例第 6 号）、熱海市児童発達支援センター条例（平成 30 年条例第 2 号）の規定に基づき、指定管理者として障害児の福祉向上に寄与し、良好な施設運営を期待できる事業者を次のとおり募集します。

(2) 対象施設

熱海市児童発達支援センター

(3) 所在地

静岡県熱海市上多賀 730 番地の 2

(4) 指定期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで（5 年間）

ただし、施設の管理を継続することが適当でないとき認めるときは、期間の途中においても指定を取り消すことがあります。

2 施設の概要

	内 容	
敷地面積	上多賀 730-2	343.2 m ²
	上多賀 730-11	1,780.2 m ² （合計 2,123.4 m ² ）
土地の現況	宅地	
建物の構造	鉄筋コンクリート造平屋建	
建築面積	439 m ²	訓練室 2（38 m ² 、33 m ² ）・遊戯室（63 m ² ） 相談室 2（42 m ² 、33 m ² ）・医務室（33 m ² ） 静養室（11 m ² ）・事務室（30 m ² ）・調理室（27 m ² ） トイレ・更衣室・倉庫 屋外遊戯場（346 m ² ）・駐車場（10 台分）

3 事業・定員

施設	事業	定員
熱海市児童発達支援センター	児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する「児童発達支援」	10名
	児童福祉法第6条の2の2第6項に規定する「保育所等訪問」	なし
	児童福祉法第6条の2の2第7項に規定する「障害児相談支援」	なし
	熱海市児童発達支援センター条例施行規則に規定する「日中一時支援」	10名

4 管理の基準

(1) 基本方針

心身の発達に支援の必要のある児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与及び集団生活への適応訓練を行い、児童福祉の向上と児童の健全育成を図ることを目的に管理運営を行うものとします。

(2) 関係法令の遵守

指定管理者は、施設の管理運営を遂行する上で、関係する法令等を遵守しなければなりません。

【主な関係法令】

- ① 地方自治法（昭和22年法律第67号）及び同法施行令（昭和22年政令第16号）
- ② 児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び同法施行令（昭和22年政令第74号）
- ③ 児童福祉法に基づく指定通所支援の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年2月3日厚生労働省令第15号）
- ④ 指定通所支援の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年静岡県条例第32号）及び同条例規則（平成25年静岡県規則第17号）
- ⑤ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）及び同法施行令（平成18年政令第10号）
- ⑥ 熱海市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年条例第6号）及び同法施行規則（平成17年規則第21号）

- ⑦ 熱海市児童発達支援センター条例（平成 30 年条例第 2 号）及び同法施行規則（平成 30 年規則第 1 号）
- ⑧ 熱海市情報公開条例（平成 10 年条例第 2 号）
- ⑨ 熱海市個人情報保護条例（平成 10 年条例第 3 号）
- ⑩ 熱海市行政手続条例（平成 11 年条例第 29 号）
- ⑪ 消防法（昭和 36 年法律第 186 号）及び同法施行令（昭和 36 年法律第 37 号）
- ⑫ その他関係法令

(3) 開所時間

月曜日から金曜日 午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て開所時間を変更することができます。

(4) 休所日

「熱海市児童発達支援センター条例」第 4 条第 1 項第 2 号に規定する日とします。

ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て休所日を変更することができます。

(5) 職員の配置基準

「指定通所支援の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例及び同条例規則」に基づく人員配置を満たした上で配置すること。なお、職員はその職務内容により、管理運営の基準に定める免許等の資格を有するものとします。

(6) 業務委託の一括再委託の禁止

業務の一部であって専門的な知識又は技術を必要とし、かつ自ら運営することが困難な業務や運営上特に必要である業務については、当該業務を的確に遂行するに足りる能力を有する者に委託することができますが、管理に係る業務を一括して第三者に委託することはできません。

(7) 公平性・平等性の確保

指定管理者が管理運営業務を実施するにあたっては、利用に関しての公平性・平等性を確保してください。

(8) 個人情報の保護

指定管理者及び当該施設に従事している職員等は、「熱海市個人情報保護条例」等の法令を遵守し、個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるとともに、当該施設の管理運営に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は利用してはなりません。

(9) 情報公開

指定管理者が管理運営業務を実施するにあたっては、「熱海市情報公開条例」の規定に準じて、情報公開の対応を適切に行うことが必要です。

(10) 記録の整備

指定管理者は、「指定通所支援の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則」に基づき記録の整備を行ってください。

(11) 物品（備品、消耗品）等の管理

- ① 児童発達支援センターで使用している市の備品は、無償貸与します。
- ② 貸与備品については、財産（備品）台帳を作成して管理しなければなりません。

(12) 防火管理者の設置義務

指定管理者は、「消防法及び同法施行令」に基づき、防火管理者を設置してください。

5 業務の範囲

(1) 施設の管理運営に関する業務

- ① 児童発達支援業務
- ② 保育所等訪問支援業務
- ③ 障害児相談支援業務
- ④ 日中一時支援業務
- ⑤ 給食提供に関する業務
- ⑥ 利用児童の健康管理に関する業務
- ⑦ 児童発達支援のための送迎用車両の運行に関する業務
- ⑧ 利用申請及び利用契約に係る業務
- ⑨ 給付費請求業務
- ⑩ 利用料請求業務

(2) 施設及び設備の維持管理に関する業務

- ① 清掃業務
- ② 保守業務
- ③ 備品等維持管理業務及びリース契約
- ④ 保安警備業務
- ⑤ 樹木等の維持管理

(3) 自主事業の実施に関すること

(4) その他

- ① 普及啓発及び利用促進事業
- ② 文書管理
- ③ 保険加入
- ④ 個人情報保護
- ⑤ その他、運営に関する業務のうち、市長が必要と認める業務

(5) 市と指定管理者とのリスク分担

市と指定管理者とのリスク分担については、原則として下記のとおりとします。

下記以外のリスクに関する対応については、別途協議することとします。

NO	種類	リスクの内容	負担者	
			市	指定管理者
1	物価変動	人件費、物品等物価変動に伴う費用負担		○
		ただし、急激な変動によるもの	協	議
2	金利変動	金利変動による費用負担		○
		ただし、急激な変動によるもの	協	議
3	周辺地域・住民及び施設利用者への対応	地域との協調		○
		施設管理、運營業務内容に対する住民及び施設利用者からの反対、訴訟、要望への対応	協	議
4	法令等の変更	一般的な法令等変更	協	議
		指定管理に関する業務に直接影響を及ぼす法令変更	協	議
5	利用者の減少	運営に影響を及ぼす利用者の減少で、指定管理者の責めに帰すことができないもの	協	議
6	不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震等の天災、戦乱、内乱、テロ、暴動、感染症流行等）に伴う費用負担及び事業の履行不能	協	議
7	災害時の対応	待機態勢の確保、調査、報告、応急対応		○
8	災害復旧	施設の復旧工事	○	
9	施設・設備・備品の損傷に対する修繕等の負担	老朽化による修繕、または予見できる修繕において、指定管理者としての注意義務を怠ったことにより損傷等が拡大した場合		○
		老朽化による修繕、または予見できる修繕（1件あたり10万円以上（消費税及び地方消費税を含む）のもの）	○	
		市長の許可を受け指定管理者が行った運営上必要な改修等を行った部分に係るもの		○
		指定管理者の故意又は重大な過失による修繕費用負担		○
		上記以外の修繕	協	議
10	利用者及び第三者に対する賠償	指定管理者としての注意義務を怠ったことにより損害を与えた場合及び、自主事業により損害を与えた場合		○
		上記以外の理由により損害を与えた場合	協	議
11	セキュリティ	警備不備による情報漏えい、犯罪発生		○
12	個人情報の保護	指定管理者が知り得た個人情報の漏えい		○
13	事業の遅延・中止	指定管理者に帰責事由があるもの		○
		市に帰責事由があるもの	○	
		それ以外のもの	協	議
14	指定期間満了時等の費用	指定管理業務の期間が終了した場合又は期間途中における業務を廃止した場合における事業者の撤収費用		○

15	火災保険の加入	○	
16	損害賠償保険の加入 (指定管理者の業務遂行上の過失に起因する事故の場合)		○
17	法定検査等(市が実施を義務付けられているものを除く)		○
18	上記以外の管理業務に要する経費		○

(6) 事業報告書等の作成及び提出

指定管理者は、次の事業報告書等を作成し、市へ提出してください。

① 年度計画書

指定管理者は、市が定める期限までに翌年度の事業計画書及び収支予算書を提出してください。

② 月別報告書

指定管理者は、市が定める期限までに毎月の事業報告書及び収支決算書を提出してください。

③ 事業報告書

指定管理者は、毎年度終了後、市が定める期限までに管理業務に関する事業報告書を作成して提出してください。

④ 法人の決算書類等

指定管理者は、毎事業年度終了後、「商法(明治32年法律第48号)」又は「会社法(平成17年法律第86号)」で規定される当該団体の決算書類及び事業報告書を協定で定められた期日までに提出してください。

6 管理運営に関する収支について

熱海市児童発達支援センターの管理運営に係る費用は、提供するサービスの給付費(障害児通所支援給付費等)、利用料金及び市からの指定管理料をもって充てるものとします。

(1) 利用料金制の採用

熱海市児童発達支援センターの利用に係る料金等は、「地方自治法」第244条の2第8項に定められた利用料金制度を採用します。指定管理者は、利用料金等を自己の収入として収受し、施設の管理運営に係る経費に充てることとなります。

(2) 指定管理料

熱海市児童発達支援センターの運営に係る人件費、事務費、光熱水費及び管理費等の経費に充てるため、熱海市は指定管理者に対して指定管理料を支払います。

指定管理料（消費税及び地方消費税を含む。）は、応募の際に提出された指定管理料提案額をもとに、会計年度毎に熱海市の予算の範囲内で、熱海市と指定管理者が協議して決定します。指定管理料の支払い時期及び方法等は、熱海市と指定管理者との間で締結する年度協定で定めます。

指定管理料は、指定管理期間（5年間）で50,000千円（税抜45,455千円）を上限としますので、この範囲内で提案をしてください。リスク分担表に定める事項を除き、年度協定で決定した指定管理料は変更しません。

(3) 収支算出に係る留意事項

収支の算出にあたっては、様式第4号「熱海市児童発達支援センターの管理運営に関する収支見込書」の項目を参考に必要な経費及び収入を計上し、指定管理料を算出してください。なお、各年度の収支見込書の記載に関しては、下記に留意してください。

- ① 市が所有する建物に係る火災保険は、熱海市が加入して支払います。指定管理者の業務遂行上の過失及び指定管理者の自主事業の運営上もたらされる賠償責任は指定管理者が負うものとします。
- ② AEDを配備する経費を計上してください。
- ③ 光熱水費は、指定管理者が支払うものとします。
- ④ 指定管理者の自主事業に係る経費や収入は指定管理料の積算には含めません。

(4) 指定管理料の不足及び余剰金の取り扱い

指定管理業務において、各年度の収支決算で不足が生じても、リスク分担表に定める事項を除き、年度協定で決定した指定管理料は変更しません。

ただし、指定管理期間（5年間）の収支決算で50,000千円（5年間の指定管理料上限額）を超える剰余金が発生した場合は、剰余金から50,000千円を差し引いた金額を市に返還しなければなりません。

(5) 会計年度と管理口座

会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとします。

指定管理者は、熱海市児童発達支援センターの経費について、自身の他の会計と独立した経理帳簿類を備えるとともに、独立した預金口座により管理してください。

(6) 施設の改修・変更等

施設の設置目的を損なわない範囲で、指定管理者が自らの負担により、施設等の一部を改修・変更することは可能とします。ただし、実施にあたっては、事前に市の承認を得てください。

7 応募条件等について

(1) 応募資格

- ① 次のいずれかの法人格を有すること。
 - (ア) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人
 - (イ) 医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する医療法人
 - (ウ) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条に規定する特定非営利活動法人
 - (エ) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に規定する一般社団法人又は一般財団法人
 - (オ) 会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する会社
- ② 児童福祉法第21条の5の15第3項各号に定める欠格事項に該当しないこと。
- ③ 確実な事業及び運営を行うための十分な経済基盤、事業に対する知識経験を有するものであること。
- ④ 児童福祉法第21条の5の15の規定に基づき、特定障害児通所支援事業者として指定を受け、令和5年4月1日時点で2年以上継続して児童発達支援事業を行っていること。

- ⑤ 過去 5 年間に於いて障害者総合支援法、児童福祉法に基づく障害福祉サービスや障害児通所支援を受託するうえで、関連する法令により、不適切な支援や不正等に基づく事業停止処分を受けていないこと。
- ⑥ 令和 5 年 5 月 1 日に開催する現地説明会に参加すること。

(2) 欠格事項

応募時に於いて、次に該当する法人は、応募することができません。

- ① 「地方自治法施行令」第 167 条の 4 の規定により、一般競争入札参加を制限されていること。
- ② 「熱海市工事請負等及び物品調達等の入札参加資格に係る指名停止等措置要綱（平成 4 年 11 月 25 日告示第 49 号）」の規定により、熱海市より指名停止措置を受けていること。
- ③ 地方税、法人税、消費税及び地方消費税の租税を滞納していること。
- ④ 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）」第 2 条に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う法人であること。
- ⑤ 「会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）」、「民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）」等に基づく更生又は再生手続きが終了していない法人
- ⑥ 他の自治体において、指定管理者の責に帰すべき事由により、2 年以内に指定の取消しを受けた法人であること。
- ⑦ 熱海市指定管理者選定委員会委員（以下、「選定委員」という。）が、応募しようとする団体の経営または運営に直接関与していること。
- ⑧ 労働保険（雇用保険・労災保険）及び社会保険（健康保険・厚生年金保険）への加入の必要があるにも関わらず、その手続きを行っていないもの。

(3) 接触の禁止

選定委員に対して、本件応募について直接・間接を問わず接触を禁じます。

(4) 重複応募の禁止

応募は、一法人につき、一案とします。複数の応募はできません。

(5) 応募内容の変更・追加の禁止

提出された書類の内容の変更又は書類の追加はできません。ただし、選定委員会が認めた場合はこの限りではありません。

(6) 応募者の失格

応募者が次の事項に該当した場合は、失格となることがあります。

- ① 「(3)接触の禁止」から「(5)応募内容の変更・追加の禁止」までの事項に該当する等、本募集事項に定める手続きを遵守しない場合
- ② 応募書類に虚偽の内容を故意に記載した場合
- ③ 関係法令違反が判明した場合

(7) 応募の辞退

応募書類提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

(8) 費用負担

応募に関して必要となる費用は法人の負担とします。

8 応募書類に関する事項

(1) 応募書類

応募にあたっては、次の書類を提出してください。

○提出書類一覧

	書 類 名	様 式
1	指定管理者指定申請書	様式第 1 号
2	指定管理者指定申請に係る誓約書	様式第 1-2 号
3	児童発達支援センター指定管理者申請法人の概要書	様式第 2 号
4	児童発達支援センター等運営実績一覧表	様式第 2-2 号
5	児童発達支援センターに関する事業計画書	様式第 3 号
6	人事配置計画（案）	様式第 3-2 号
7	児童発達支援センターに関する収支見込書	様式第 4 号
8	定款又は規約その他これらに類する書類	任意様式
9	法人登記簿謄本	法務局様式
10	法務局が発行した代表者の印鑑証明書	法務局様式
11	法人等の役員名簿	任意様式
12	労働条件に関する自己チェックシート	様式第 5 号
13	直近 3 年間（事業年度）決算書（事業報告書、損益計算書、 貸借対照表）	任意様式
14	預金残高証明書（最新の決算期末日現在のもの）	任意様式
15	本店所在地及び本市において地方税、法人市民税、消費税及び 地方消費税の未納がないことを示す証明書	税務署等様式
16	設立趣旨、事業内容のパンフレット等の法人概要がわかるもの	任意様式

※1 官公署発行の証明書類は、「指定管理者指定申請書」提出日から過去 3 カ月以内に発行されたものを提出してください。

※2 上記のほか、必要に応じて、書類の提出を求める場合があります。

○提出部数

ア 原本 1 部・副本 16 部（両面印刷。書類ごとにインデックスを付けてください。）

イ 電子データ（PDF 版、WORD または EXCEL 形式）が入った CD-R 1 枚

○提案書

ア 提出書類の言語は日本語、長さの単位はメートル法を用いてください。

イ 用紙サイズは原本の用紙サイズが決まっているもの以外は、A4 で作成してください。

ウ 提案書本文は 11 ポイント以上の横書きで様式の項目に沿って作成してください。

(2) 提出書資料の取扱い

応募書類の著作権は、応募者に帰属します。ただし、市は、指定管理候補者の事業計画について公表等を行う場合、無償で使用できるものとします。また、指定管理者の指定後、情報公開請求があった場合には、熱海市情報公開条例に基づき、指定管理者として指定した法人の応募書類を公開します。

(3) 応募内容の公表について

選定委員会により指定管理候補者決定後、候補者の「法人名、所在地及び選定理由」と、応募者全体の「評価結果（点数）及び選定経過」を公表します。

9 応募手続に関する事項

(1) 指定管理者決定までの日程

令和5年4月5日(水)	募集要項配布（応募開始）
令和5年5月1日(月)	現地説明会
令和5年4月5日(水)～5月12日(金)	募集要項等に関する質問受付
令和5年5月19日(金)	募集要項等に関する質問への回答
令和5年6月8日(木)	指定管理者申請書類提出期限
令和5年7月21日(金)	プレゼンテーション
令和5年8月上旬	指定管理候補者決定
令和5年9月上旬	指定議案9月議会提出、指定管理者の指定
令和5年10月	基本協定締結
令和6年4月1日	指定管理者として 熱海市児童発達支援センターの管理運営開始

※不測の事態が発生した場合、応募や選定に係るスケジュールに変更が生じる可能性があります。

(2) 募集要項の配布

募集要項は、熱海市ホームページからダウンロードしてください。

掲載期間	令和5年4月5日(水)から6月8日(木)まで
配布場所	熱海市ホームページ URL： http://www.city.atami.lg.jp/

(3) 現地説明会

施設についての説明会を次のとおり開催します。応募を予定している法人は必ず参加してください。参加しなかった法人は応募できません。

日 時	令和5年5月1日(月) 午後3時から午後4時30分まで
場 所	熱海市児童発達支援センター 現地集合
申込期間	令和5年4月5日(水)から4月27日(木)午後5時まで
申込方法	「現地説明会参加申込書」を社会福祉課障がい福祉室へ 電子メール又はFAXにて提出してください。 ・電子メール： shogaifukushi@city.atami.shizuoka.jp ・FAX：0557-86-6338 (必ず送信の確認をしてください。)
注意事項	・参加人数は各法人3名以内とします。 ・現地説明会当日は、質問は受付しません。 質問がある場合は、現地見学会終了後に定められた方法により行ってください。

(4) 質問の受付及び回答

募集要項等の内容に関する質問を次のとおり受け付けます。

受付期間	令和5年4月5日(水)から5月12日(金) 午後5時受信分まで
質問方法	「募集に関する質問書」を電子メールで送信してください。 持参、郵送、電話(FAX)によるご質問は受け付けられません。 ・社会福祉課障がい福祉室 電子メール： shogaifukushi@city.atami.shizuoka.jp
回答方法	受け付けた質問を取りまとめの上、令和5年5月19日(金)までに 現地説明会に参加したすべての法人宛に電子メールで回答します。

(5) 応募受付

応募受付期間	令和5年4月5日(水)～6月8日(木) ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。 受付時間は、午前8時30分から午後5時まで
応募方法	「提出書類」(8(1)応募書類を参照)を直接持参してください。 ※郵便、FAX、電子メールによる受付は行いません。
応募受付・問合せ先	熱海市社会福祉課 障がい福祉室 熱海中央町1番1号 電話：0557-86-6335

10 審査・選定に関する事項

(1) 審査方法

選定委員会が審査を行い、その結果に基づき、原則として最高得点を得た法人を市長が指定管理者候補として決定します。審査は書類審査及びプレゼンテーションにより実施し、評価基準項目に従い総合的に判定します。

① 書類審査

事業計画書等の提出書類に基づいて書類審査を実施します。

② プレゼンテーション

日 時	令和5年7月21日(金)
場 所	熱海市役所第1庁舎4階第1会議室(予定)
時 間	1法人あたり40分を予定(説明20分、質疑応答20分)
説明者	会場への入室は、3人までとします。
その他	具体的な日程等は、後日個別に通知します。

(2) 評価基準

別表(20頁)の評価項目(別表参照)について審査を行います。

審査は、委員1人当たりの最高得点を200点とし、評価項目の中項目毎に委員がそれぞれ得点を付した上で、オリンピック方式により評価項目の中項目毎の委員の採点のうち、最高点と最低点を切り捨てた残りの委員の合計点により行います。

【留意事項】

- ① すべての応募法人の得点が満点の6割に満たないときは、上位2法人(応募法人が1法人の場合は、当該法人)に期日を定めて再度提案を求め審査することとなります。
- ② 最高得点と同点の場合は、選定委員会で協議の上で決定します。

(3) 選定結果の通知・公表

採点結果は、応募者に対して速やかに通知します。また、市ホームページへの掲載等により公表します。

1 1 指定管理者の指定及び協定に関する事項

(1) 指定管理者の指定

指定管理候補者を指定管理者として指定する議案を議会に提出し、議決後に指定管理者として指定します。

(2) 協定の締結

議会の議決を経て、指定管理者として指定された後に、市は指定管理者に指定の通知を行い、市と指定管理者は次の事項について基本協定及び年度協定を締結します。

(3) 基本協定の主な内容

- ① 総則
- ② 管理業務の範囲と実施条件
- ③ 施設等の管理基準
- ④ 事業計画及び事業報告
- ⑤ モニタリング及び第三者評価
- ⑥ 指定管理料及び管理運営費等
- ⑦ 損害賠償
- ⑧ 不可抗力への対応
- ⑨ 指定期間の満了
- ⑩ 指定期間満了以前の指定の取り消し等
- ⑪ その他

(4) 年度協定の主な内容

- ① 年度協定の目的
- ② 当該年度の管理運営業務に関すること。
- ③ 当該年度の指定管理料及び支払いに関すること。
- ④ 指定管理料の精算に関すること。

1 2 事業実施調査及び実績評価

(1) 事業計画書・事業報告書等の提出

指定管理者は、指定管理期間内の継続的改善の仕組みを検討し、毎年度、事業計画及び事業報告書を作成し、市に提出します。これらの提出物については、公表する場合があります。なお、事業計画書及び事業報告書等の内容については、協定書等において定めます。

指定管理者と市は、事業計画に基づく進捗状況等の報告や経営状況、業務連絡等について定期的に会議を開催することとします。

市は、管理運営の適正を期するため、指定管理者に対して随時、業務又は経理の状況及び必要があると認められるときは、指定管理者の法人全体の収支状況の報告を求めることができるものとします。

(2) 第三者機関による実績評価の実施

市では、客観的な視点からの評価を受けることで、指定管理者が自ら必要な業務改善を行い、サービスの質の向上等を図ることを目的として、第三者評価の受審を指定管理者の義務としています。

本施設に関する第三者評価は、市が定めた共通評価基準に基づき、市が認定した民間評価機関による評価を受けることとします。なお、受審に伴う費用は市の負担とします。

受審後、指定管理者は第三者評価の結果を踏まえた「改善計画書」を市へ提出し、必要な改善措置を講じてください。

第三評価の結果については、公表する場合があります。

1 3 業務引継ぎに関する事項

(1) 準備業務

指定期間開始までに準備業務として、①事業計画書作成、②市との連携・調整業務を行っていただきます。詳細については、指定管理候補者に提示します。

(2) 現指定管理者から次期指定管理者への引継ぎ

指定の議決を受けた後、次期指定管理者は来年4月1日から円滑な管理業務が遂行できるよう、現指定管理者と十分な事務引継ぎを実施していただきます。なお、事務引継ぎに要する費用は、次期指定管理者が負担することになります。

(3) 指定期間満了時等の次期指定管理者への引継ぎ

指定管理者は、その指定期間満了時において、次期指定管理者が円滑に施設の管理運営業務を執行できるよう、事務引継ぎを行わなければなりません。

(4) 原状回復

指定管理者は、指定期間が満了した場合又は指定が取り消された場合は、市の指示に基づき、指定開始日を基準として、施設を原状に復して引き渡さなければなりません。ただし、現況施設が今後の利用に支障がないと市と指定管理者が協議して合意した場合には、この限りではありません。

1 4 指定の取消等

(1) 指定の取消事由等

市は、指定の基準を満たさなくなると認めるとき、管理の基準を遵守しないとき、あるいは管理を継続することが適当でないとき等、次のような場合には、「地方自治法」第 244 条の 2 第 11 項の規定に基づき、指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずる場合があります。

- ① 指定管理者が協定等に定める業務を履行しないとき又は履行の見込みがないとき市が認めたとき
- ② 当該施設の設置条例または協定の規定に違反したとき
- ③ 「地方自治法」第 244 条の 2 第 10 項の規定に基づく指示に従わないとき
- ④ 本募集要項に定める資格要件を失ったとき
- ⑤ 指定管理者の経営状況の悪化等により、管理業務を継続することが不可能又は著しく困難になったと判断されるとき
- ⑥ 不可抗力（暴風、豪雨、地震等の天災、戦乱、内乱、テロ、暴動、感染症の流行等）により管理業務の継続が著しく困難になったと判断されるとき
- ⑦ 指定管理者から、指定の取消し又は管理業務の全部若しくは一部の停止を求める書面による申し出があったとき

指定の取消しの場合においては、指定管理者は次期指定管理者が円滑かつ支障なく施設の管理運営業務を遂行できるよう、誠意を持って引継ぎを行わなければなりません。

(2) 指定が取り消された場合の賠償

指定管理者の責に帰すべき事由による指定取消し又は管理業務の全部若しくは一部の停止を行った場合には、指定管理料の減額、既に支出した指定管理料の返還又は市に損害が生じた場合の損害賠償の支払い等を求めることがあります。

ただし、市は指定管理者に損害等が生じても賠償しません。その他の場合は、市と指定管理者は協議するものとします。

熱海市児童発達支援センター指定管理者選定審査に係る評価項目

評 価 項 目		
大 項 目	中 項 目	
1	基本方針	障害児支援に対する基本的な考え方
		熱海市児童発達支援センターの運営における基本的な考え方
2	事業計画書の内容が、障害児支援等を最大限に発揮するものであるか。	(児童発達支援について) 利用児童の障害特性や発達に応じた支援の提案
		(児童発達支援について) 専門的支援の提案
		(児童発達支援について) 医療機関等、他職種間との連携体制
		(児童発達支援について) 給食（食事）の提供について
		(保育所等訪問支援について) 事業の目的と実施計画について
		(保育所等訪問支援について) 訪問先との協働について
		(障害児相談支援について) 計画策定とモニタリング
		(障害児相談支援について) 家族への情報提供・支援
3	事業計画書に沿った管理を安定して行う資産その他の経営の規模及び能力を有し、または確保できる見込みがあるか。	財務の安定性
		類似施設の運営実績
4	収支予算書の内容が、施設の管理に要する経費の縮減を図るものであるか。	収支計画の適正
		指定管理料の積算
5	事業実施の人員体制	人員の配置
		人材育成の取り組み
6	地域・関係機関との連携についての考え方	地域との連携
		市の関係機関との連携
7	その他	引継ぎ体制について
		情報公開・個人情報保護対策
		苦情対応
		危機管理についての取り組み、考え方
		地元貢献

【問合わせ及び提出先】

熱海市役所 社会福祉課 障がい福祉室

担当：川口・長島

電話番号：0557-86-6335

F A X：0557-86-6338

E-mail：shogai Fukushi@city.atami.shizuoka.jp